

様式第1号（第3条関係）

袖ヶ浦市屋外保管事業場設置許可（許可の更新）申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

生年月日

年 月 日

担当者 氏 名

電話番号

電子メール

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条第1項の規定により、屋外保管事業場の許可を受けたいので、添付書類を添えて、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の名称及び所在地	名称			
	所在地	袖ヶ浦市		
屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項		電話番号		
	着工予定年月日	年	月	日
	使用開始予定年月日	年	月	日
	敷地面積	立法メートル		
	用途地域及び地目			
	保管する再生資源物の品目			
	再生資源物の総保管量	立法メートル		
	再生資源物を保管する最大の高さ	メートル		
	再生資源物の法面の勾配	:		
	屋外保管に伴い生ずる排水の量及び処理方法	立法メートル		
	再生資源物の溶接、溶断等の有無	有 ・ 無		
	主な受入先及び方法			
	主な搬出先及び方法			
	屋外保管事業場の責任者の氏名			
	屋外保管事業場の従業員数	人		
作業の開始時間及び終了時間等	開始時間	終了時間	休業日	
	時 分	時 分	曜日	

役員 の 氏 名、住 所 及 び 生 年 月 日 （役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等的以上の支配力を有するものと認められる者を含む。申請者が法人である場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
使用 人 の 氏 名、住 所 及 び 生 年 月 日 （申請者に使用人がある場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法 定 代 理 人 の 氏 名、住 所 及 び 生 年 月 日 （申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	氏名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法 定 代 理 人 の 名 称、住 所 及 び 生 年 月 日 並 び に その 代 表 者 の 氏 名 （申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	名称	
	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日
法 定 代 理 人 の 役 員 の 氏 名、住 所 及 び 生 年 月 日 （役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等的以上の支配力を有するものと認められる者を含む。申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	氏名	
	役職名	
	住所	電話番号
	生年月日	年 月 日

標準作業書の記載事項

<p>再生資源物の搬入から搬出までの保管等の工程</p>	
<p>再生資源物の保管の方法</p>	
<p>排水処理設備、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法 (これらを設置する場合に限る。)</p>	
<p>廃油及び廃液の回収、屋外保管事業場からの流出の防止及び保管の方法</p>	
<p>騒音、振動及び悪臭対策の措置</p>	
<p>火災予防上の措置</p>	
<p>電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び保管の方法</p>	
<p>屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法</p>	
<p>屋外保管事業場の保守点検の方法</p>	

添付書類

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (5) 許可申請者が第3条第2項第2号に掲げる屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有すること（許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (6) 許可申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等をいう。））の記載のある住民票の写し（申請の日前3月以内に作成されたものに限る。以下同じ。））及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (7) 許可申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (8) 許可申請者が法人である場合には、その役員住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (9) 許可申請者に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (10) 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書（様式第2号）
- (13) 説明会等実施状況報告書（様式第3号）
- (14) 袖ヶ浦市屋外保管事業場設置（変更）事前協議終了通知書の写し
- (15) 緊急時の連絡体制
- (16) その他市長が必要と認める書類及び図面